

業務委託標準仕様書

I.標準仕様書

1 一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務(以下「業務」という。)は、有収率の向上を図るため、四日市市上下水道局の指定した地区の漏水調査を仕様書に基づき業務委託するものである。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.6 公益確保の義務

受託者は、実務を行うに当たっては公益の安全・環境その他の公益を害することの無いようにつとめなければならない。

1.7 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって委託者の契約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者通知書 (ニ) 業務計画書 (ホ) 完了届 (ヘ) 写真帳
(ト) 業務委託料請求書等 (チ) 打合せ議事録

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.8 管理技術者及び技術者

(1) 受託者は、管理技術者として水道管路施設管理技士2級以上の有資格者を配置し、業務を行わせなければならない。

(2) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない

1.9 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出しなければならない。

1.10 審査

(1) 受託者は、業務完了後に委託者の審査を受けなければならない。

(2) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務のかがしが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.11 引渡し

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出書類及び漏水調査報告書一式を納品し、委託者の検査

員の検査をもって業務の完了とする。

1.12 支払い

委託料の支払い方法は完了払とする。

1.13 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、その内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.15 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者受託者の協議によるものとする。

第2章 提出図書

1. 提出図書

成果品は、次のとおりとする。

- (1) 写真帳
- (2) その他関係図書

漏水調査業務委託特記仕様書

1. 趣旨

本特記仕様書は、四日市市上下水道局が委託した工区の主要配水管及び給水管の漏水調査業務を円滑に実施するために定めるもので、今回の調査で得られたデータを各工区毎に整理し作成するものである。

2. 調査対象区域

今回実施する調査区域は、別添図面に示した範囲とする。

3. 漏水調査

本調査は、各種調査結果から漏水存在地区を選定した後、漏水している箇所の給配水管の選別を行い、漏水箇所の特定を行うものである。このため、受託者は調査の精度を高めるため、細心の注意を払い調査を遂行しなければならない。

- 1) 業務計画：業務計画の作成にあたっては、現場下見調査を実施し調査工区の図面等と現地との照合調査を行い必要に応じて位置不明管、不明弁栓類の探知作業を行う。また交通状況、調査障害となる騒音施設、他の埋設物や路面状況等を事前に確認し、測定場所及び測定機器の選定を行い施工計画書に詳細な内容を記入し、監督職員に提出すること。

調査工区内、隣接地区等の地元自治会・戸別調査全家屋・地区市民センター等への広報紙の作成・配布。

漏水調査途中で作業計画及び工程に変更が生じた場合は、監督員に報告し速やかに変更施工計画書を提出しなければならない。

- 2) 管路選別調査：使用する機器は、リークゾーンテスタ又はリークゾーンテスタと同等以上のデータが測定できるものとする。使用にあたっては監督職員の承認を得てから調査を開始すること。同調査は、夜間行うものとする。

※リークゾーンテスタとは、消火栓に伝播する漏水音を水中センサーにて計測し、同時に瞬時水圧が測定できる機器。

- 3) 戸別音聴調査：各戸のメータ止水栓及び公道上の甲止水栓に対して音聴棒により聴音する。本調査では地表に出現している漏水のみ報告対象とし、それ以外は路面音聴調査にて確認を行うものとする。
- 4) 弁栓音聴調査：仕切弁・消火栓等の配水管付属施設を対象とし、音聴棒等を用いて調査する、また調査時に操作が困難と思われる仕切弁・消火栓等の配水施設を発見した場合は監督職員に状況を報告する。
- 5) 路面音聴調査：給・配水管路上の路面において漏水探知機を用いて調査を行う。

本調査は、騒音等が減少する夜間を実施するものとする。

- 6) 確認調査：管路選別・戸別・弁栓路面音聴調査によって得られた異常箇所に対して、埋設物（電気・ガス・NTT等）の調査及び確認を行った後、相関式漏水探知機・簡易ボーリングにより漏水箇所を特定する。

簡易ボーリング調査を行う場合は事前に監督職員と協議をし、日時を確定してから地下埋設部物に損傷を与えないよう十分留意し行う。

なお、漏水修繕完了後に隣接漏水の有無を確認し完了とする為、再度確認調査を行うものとする。

4. 漏水箇所の報告

受託者は、漏水調査によって特定された漏水箇所を調査工区毎に整理し、四日市市上下水道局指定の

報告書にまとめ監督職員に提出しなければならない。ただし、漏水量が著しい場合は、至急監督職員に報告するものとする。

5. 埋没水道施設の調査及び施設平面図の修正

受託者は、施設平面図に記載の水道施設（仕切弁、バルブ等）が土に埋まり現地に存在しない場合や施設平面図と符合しない場合は、監督職員と協議し調査をしなければならない。調査には金属探知機等を使用し設置位置を特定すること。受託者は、埋没水道施設等が発見されたならば監督職員の指示に従い施設平面図に位置（場合によってはオフセット測量する。）を記入しなければならない。

6. 身分証明書の発行・使用・返却

本調査は、個人敷地内への立ち入り調査が伴うため四日市市上下水道局は、受託者に対して身分証明書を発行する。

- 1) 受託者は、身分証明書発行に必要な本調査業務に従事する者の名簿およびその者の写真を作成し、速やかに四日市市上下水道局に提出しなければならない。
- 2) 受託者は、四日市市上下水道局が発行した身分証明書を受理した後は、本業務の目的だけに使用し紛失のないよう注意を払い決して他に譲渡してはならない。
- 3) 受託者は、本業務が完了したならば速やかに身分証明書を四日市市上下水道局に返却しなければならない。

7. 業務の周知

受託者は、業務に先立ち関係自治会及び地区市民センター等へ業務内容を説明し関係する住民の協力が得られるよう努めなければならない。

8. 諸官庁への手続き

受託者は、本業務を実施するにあたり諸官庁への手続きが必要な場合、遅滞なく手続きを行い完了すること。

9. 報告書の作成

受託者は、現場で実施した漏水調査が終了したならば直ちに各種調査の検証後、資料をまとめ報告書にして監督職員に提出しなければならない。また、必要に応じて専門分野の知見として意見具申するものとする。

10. 漏水調査の報告書

報告書には下記の内容を網羅していなければならない。

- ・漏水調査報告書
- ・測定データ（音圧、水圧等）
- ・工区別漏水量の集計
- ・工区別漏水原因の集計
- ・漏水状況の分析
- ・その他監督職員が指示する内容

11. 成果品の提出

- ・漏水調査報告書【現場写真含む】（2部）
- ・漏水状況分布図【漏水管種・状況・他】（1部）
- ・管路選別調査結果図：設置箇所及び選別管路（1部）
- ・管路選別調査結果図：瞬時水圧分布図（1部）

- 施設調査結果図：施設平面変更図（2部）
- 成果に関する電子媒体（1式）
- その他監督職員が指示するもの